



## 公告

准看護師試験を次のとおり行います。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部 守一

### 1 実施日時

#### (1) 期日

令和2年2月9日(日)

#### (2) 時間

午後1時から午後3時30分まで

### 2 試験場

松本市旭2-11-34

長野県看護協会会館

### 3 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。)第23条に規定する科目

### 4 試験方法

筆記試験(マークシート解答方式)

### 5 受験資格

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条各号のいずれかに該当する者(令和2年3月までに該当する見込みの者を含みます。)

### 6 受験手続

#### (1) 提出書類

ア 受験願書用紙(受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票)

イ 受験資格を証明する書類

規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類

なお、令和2年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和2年2月27日(木)午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。

ウ 写真1枚(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。)

#### (2) 試験手数料

試験手数料(6,900円)は、長野県収入証紙(受験願書に貼って、消印しないでください。)により納付してください。

なお、納付した受験手数料は返還いたしません。

#### (3) 受付期間及び場所

ア 出願に関する書類を郵送する場合

(7) 期間 令和元年12月2日(月)から12月6日(金)まで

の消印のあるもの

(4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県健康福祉部医療推進課

### イ 出願に関する書類を持参する場合

(7) 日時 令和元年12月2日(月)から12月6日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県健康福祉部医療推進課

### 7 受験票の交付等

受験願書を受け付けたときは、令和2年1月10日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

### 8 合格発表

(1) 令和2年3月10日(火)午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

また、令和2年3月10日(火)午後1時以降に長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。

(2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。

### 9 その他

(1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封して、長野県健康福祉部医療推進課あて送付してください。

(2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者(卒業する見込みの者を含みます。)以外の者は受験できないことがあります。

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医療推進課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることができます。

(4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

### 10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医療推進課(電話 026-235-7142)

医療推進課

## 公告

下伊那郡阿智村における県営花桃の里地区矢越中ノ瀬換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営花桃の里地区矢越中ノ瀬換地事業改良事業換地計画書の  
写し

## 2 縦覧の期間

令和元年10月8日から令和元年11月7日まで

## 3 縦覧の場所

下伊那郡阿智村役場浪合振興室

農地整備課

## 公告

下伊那郡阿智村における県営花桃の里地区御所平換地  
土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次  
のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和  
24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法  
第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から  
起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることがで  
きます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算  
して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消  
しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴  
えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営花桃の里地区御所平換地事業改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年10月8日から令和元年11月7日まで

## 3 縦覧の場所

下伊那郡阿智村役場浪合振興室

農地整備課

## 公告

北安曇郡小谷村における県営小谷地区元廻換地事業  
改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり  
縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和  
24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法  
第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から  
起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算  
して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消  
しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴

えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営小谷地区元廻換地事業改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年10月8日から令和元年11月7日まで

## 3 縦覧の場所

北安曇郡小谷村役場（観光振興課農林係）

農地整備課

## 公告

北安曇郡小谷村における県営小谷地区白馬乗鞍換地  
土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり  
縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和  
24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法  
第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から  
起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算  
して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消  
しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴  
えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日  
の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年10月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営小谷地区白馬乗鞍換地事業改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年10月8日から令和元年11月7日まで

## 3 縦覧の場所

北安曇郡小谷村役場（観光振興課農林係）

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定  
により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月7日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

## 1 許可番号

平成31年2月18日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-14  
号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上田字煎餅田1127-1、1127-1先、1129-2、1129-  
3、1129-4、1129-4先、1129-5、1129-6、1129-7、

1134-4、1134-5、字金井平314-6、315-1、315-1先、  
315-2、316-4の内、316-6の内、318-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市古里2055-5

株式会社西友不動産 代表取締役 西 入 直 樹

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月7日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

1 許可番号

令和元年8月19日 長野県松本建設事務所指令元松建第271-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字塩尻町字町裏161-10、163-3、164、167-1、167-2、170-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市寿南1-34-3

中部商事株式会社 代表取締役 上 條 覚

都市・まちづくり課